

東日本大震災復興緊急保証の延長

東日本大震災による被害を受けた中小企業者を対象とする「東日本大震災復興緊急保証（略称：「震災緊急」）」が平成28年3月31日まで延長されました。

県及び市制度保証の創設・改正

県及び関係各市において、中小企業・小規模事業者の皆様の支援・金融の円滑化のために、融資制度の創設及び改正がありました。当協会では、これにあわせて保証制度を次のとおり創設・改正をしましたので、ご活用ください。

1 富山県制度融資保証

(1) 改正

貸付利率の引き下げ（改正日：平成27年4月1日）

制度名	貸付利率
設備投資促進資金保証	年1.90%→年1.70%
設備投資促進資金保証(少子化対策枠)	年1.35%→年1.15%
設備投資促進資金保証(集中投資促進枠)	年1.45%→年1.25%
〃 〃 (うち小規模企業)	年1.40%→年1.20%
新成長産業育成支援資金保証	年1.30%→年1.10%
再生可能エネルギー利用促進資金保証	年1.35%→年1.15%
創業支援資金保証(創業者枠)	年1.45%→年1.25%
創業支援資金保証(事業承継支援枠)	年1.45%→年1.25%
新事業展開支援資金保証 (地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠)	年1.50%→年1.30%
新事業展開支援資金保証(経営革新枠)	年1.50%→年1.30%
新事業展開支援資金保証(新事業展開支援枠)	年1.50%→年1.30%
新事業展開支援資金保証 (建設業等新分野進出支援枠)	年1.50%→年1.30%
新事業展開支援資金保証(ブランド力向上支援枠)	年1.50%→年1.30%
新事業展開支援資金保証(海外市場開拓支援枠)	年1.50%→年1.30%
商業活性化資金保証(商店街分)	年1.50%→年1.30%
商業活性化資金保証(一般分)	年1.65%→年1.45%
商業活性化資金保証(新幹線開業対策枠)	年1.35%→年1.15%
観光旅館施設整備資金保証(一般枠)	年2.10%→年1.90%
観光旅館施設整備資金保証(特別枠)	年1.35%→年1.15%
事業活性化促進資金保証	年2.10%→年1.90%
小規模企業等経営支援短期資金保証	年1.90%→年1.70%
地域産業対策資金保証	年1.90%→年1.70%
経済変動対策緊急融資保証	年1.45%→年1.25%

小規模企業支援資金保証	年1.40%→年1.20%
企業再生支援資金保証	年1.65%→年1.45%
連鎖倒産防止資金保証	年1.65%→年1.45%
小口事業資金保証(一般小口枠)	年2.00%→年1.80%
小口事業資金保証(零細小口枠)	年2.00%→年1.80%
緊急経営改善資金保証(一般枠)	年1.90%→年1.70%
緊急経営改善資金保証(小口枠)	年1.90%→年1.70%
中小企業環境施設整備資金保証 〃 (うち地球温暖化対策に資する施設設備)	年1.90%→年1.70% 年1.35%→年1.15%
立山環境配慮バス購入資金保証	年1.35%→年1.15%
薬業振興資金保証(家庭薬振興資金)	年2.10%→年1.90%
薬業振興資金保証(和漢薬開発促進資金)	年2.10%→年1.90%
薬業振興資金保証(懸場帳購入資金)	年2.10%→年1.90%
薬業振興資金保証(薬業基盤強化資金)	年2.10%→年1.90%

① 新成長産業育成支援資金保証 (改正日：平成27年4月1日)

【対象要件の拡充】

対象者及び対象資金	① 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 ② 医療・介護・健康関連分野の製造業 ③ 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 ④ 先端ものづくり分野(航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、 <u>高機能素材分野、デジタルものづくり分野</u>)に係る装置・部品等の製造業
資金使途	設備資金(運転資金)
貸付限度額	1億円(うち運転資金1,000万円)
保証期間	設備資金 10年以内(うち据置期間1年以内) 運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内)
貸付利率	年1.10%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%

② 設備投資促進資金保証 (改正日：平成27年4月1日)

【貸付利率引き下げの拡充】

対象者及び対象資金	県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であつて、事業用の設備の導入に要する資金
資金使途	設備資金(運転資金)
貸付限度額	5,000万円[建物(土地)同時取得の場合1億円] (うち運転資金1,000万円)
保証期間	設備資金 7年以内(うち据置期間1年以内) ※建物(土地)の取得の場合 10年以内(うち据置期間1年以内) 運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内)
貸付利率	年1.70%以内(優遇措置 平成28年3月31日まで) 本社機能等強化 年1.25%以内(優遇措置 平成30年3月31日まで)
信用保証料率	年0.35%～1.05%

③小口事業資金保証（改正日：平成27年4月1日）

【貸付限度額（一般小口枠）の拡充、据置期間の新設】

対象者及び対象資金	従業員20人(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は20人)以下の事業者
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	(一般小口枠) 2,000万円 (零細小口枠) 1,250万円
保証期間	運転資金 5年以内(うち据置期間6か月以内) 設備資金 7年以内(うち据置期間6か月以内)
貸付利率	年1.80%以内
信用保証料率	(一般小口枠) 年0.60% ※特別小口保険の要件を満たす場合 年0.50% } 責任共有対象外 ※経営安定関連保証1～6号を利用する場合 年0.70% } (零細小口枠) 年0.70% <u>責任共有対象外</u> ※特別小口保険要件を満たす場合 年0.50%

④緊急経営改善資金保証（改正日：平成27年4月1日）

【貸付限度額（小口枠）の拡充、取扱期間の延長】

対象者及び対象資金	最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期 5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借り換えを行うことにより経営の改善が行われる中小企業者
資金使途	運転資金
貸付限度額	(一般枠) 8,000万円 (小口枠) 2,000万円 ※借換と同額(上限1,000万円)までの新規運転資金を含む
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)
貸付利率	年1.70%以内
信用保証料率	年0.35%～1.05%
取扱期間	平成28年3月31日まで

⑥立山環境配慮バス購入資金保証（改正日：平成27年4月1日）

【貸付限度額および対象要件の拡充】

対象者及び対象資金	立山有料道路等で運行する路線バスまたは貸切バスを自動車NOx・PM法の基準に適合するバスまたは電気バスに買い替えるための資金 バスの買替えに際し、古いバスを廃車にしない場合(売却、下取り等)も含める。
資金使途	設備資金
貸付限度額	5,000万円
保証期間	設備資金 7年以内(うち据置期間6か月以内)
貸付利率	年1.15%以内
信用保証料率	年0.35%～1.05%

(2) 創 設

① 創業支援資金保証（県内進出支援枠）（創設日：平成27年4月1日）

対象者及び対象資金	県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに県内で事業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	5,000万円（うち運転資金3,000万円）※建物(土地)同時取得の場合1億円
保証期間	運転資金 5年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間1年以内） ※（建物(土地)同時取得する場合10年以内（うち据置期間1年以内））
貸付利率	年1.30%以内 【優遇措置】 次の①、②のいずれかに該当する場合は年1.25%以内、いずれにも該当する場合は年1.20%に優遇 ① 県内雇用5人以上の場合 ② 本社機能等の移転（知事の認定を受けた地方活性向上地域特定業務施設整備計画によるもの）の場合
信用保証料率	年0.35%～年1.05%

②新事業展開支援資金保証（デザイン産業・コンテンツ産業支援枠）（創設日：平成27年4月1日）

対象者及び対象資金	デザイン産業・コンテンツ産業(映像(映画・アニメ)、音楽、ゲーム、ソフトウェアの制作を担う産業)に属する事業を営む中小企業者で、従業員を新規に雇用するもの
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	3,000万円
保証期間	運転資金 5年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
貸付利率	年1.30%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%

③企業立地促進資金保証（創設日：平成27年4月1日）

対象者及び対象資金	地方公共団体等が造成した用地において、設備の新增設を行い、3人以上新規雇用を行う中小企業者
資金使途	設備資金
貸付限度額	2億円
保証期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
貸付利率	年1.45%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%

(3) 取扱期間の延長

制度名	取扱期間
小規模企業支援資金保証	平成28年3月31日まで1年間延長
経済変動対策緊急融資保証	平成28年3月31日まで1年間延長

2 富山市制度融資保証

(1) 改正

貸付利率の引き下げ（改正日：平成27年4月1日）

制度名	貸付利率
運 転 資 金 保 証	年2.20%→年2.00%
経 営 安 定 資 金 保 証	年2.20%→年2.00%
経 営 安 定 資 金 保 証（災 害 枠）	年2.20%→年2.00%
設 備 投 資 支 援 資 金 保 証	年2.20%→年2.00%
企 業 立 地 促 進 事 業 資 金 保 証	年1.90%→年1.70%
高 度 化 事 業 資 金 保 証	年2.70%→年2.50%
創 業 者 支 援 資 金 保 証	年2.20%→年2.00%
第 二 創 業 者 支 援 資 金 保 証	年2.20%→年2.00%
環 境 保 全 設 備 資 金 保 証	年2.20%→年2.00%
商 店 街 空 き 店 舗 活 用 促 進 資 金 保 証	年2.20%→年2.00%
緊 急 経 営 基 盤 安 定 資 金 保 証	年1.40%→年1.20%

運転資金保証（改正日：平成27年4月1日）

〔貸付限度額の拡充〕

対 象 者 及 び 対 象 資 金	中小企業者の運転資金
資 金 使 途	運転資金
貸 付 限 度 額	2,000万円
保 証 期 間	5年以内(うち据置期間6か月以内)
貸 付 利 率	年2.00%以内(うち0.7%富山市補給)
信用保証料率	年0.35%～年1.05% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.60%(責任共有対象外)

3 高岡市制度融資保証

(1) 改正

貸付利率の引き下げ（改正日：平成27年4月1日）

制度名	貸付利率
中 小 企 業 振 興 資 金 保 証	年2.00%→年1.80%
景 気 対 応 緊 急 資 金 保 証	年2.00%→年1.80%
商 工 業 活 性 化 資 金 保 証	年2.00%→年1.80%
災 害 対 応 資 金 保 証	年1.80%→年1.60%
創 業 者 支 援 資 金 保 証	年2.00%→年1.80%
緊 急 経 営 基 盤 改 善 資 金 保 証	年2.00%→年1.80%

中小企業振興資金保証（改正日：平成27年4月1日）

【貸付限度額の拡充】

対象者及び対象資金	中小企業者の運転資金
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	2,000万円
保証期間	運転資金 5年以内※(うち据置期間6か月以内) ※2期連続経常赤字で県内の商工会議所等の経営指導を受けている場合、7年以内 設備資金 7年以内(うち据置期間6か月以内)
貸付利率	年1.80%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%(全額高岡市補給)

4 魚津市制度融資保証

貸付利率の引き下げ（改正日：平成27年4月1日）

制度名	貸付利率
独立開業資金保証	年2.00%→年1.80%

5 射水市制度融資保証

(1) 貸付利率の引き下げ（改正日：平成27年4月1日）

制度名	貸付利率
中小企業振興資金保証	年2.00%→年1.80%
経営支援資金保証	年2.00%→年1.80%
経営支援資金保証(経済変動対策枠)	年1.80%→年1.60%
設備投資促進資金保証	年2.00%→年1.80%
緊急経営改善資金保証	年1.90%→年1.70%

(2) 取扱期間の延長

制度名	取扱期間
経営支援資金保証(経済変動対策枠)	平成28年3月31日まで1年間延長

6 氷見市制度融資保証

貸付利率の引き下げ（改正日：平成27年4月1日）

制度名	貸付利率
経営安定資金保証	年2.00%→年1.80%
技術改善資金保証	年2.00%→年1.80%
旅館・民宿業施設整備資金保証	年2.00%→年1.80%
緊急経営改善資金保証	年1.90%→年1.70%